

申第29号に対する窓口説明 掲示板の設置拒否は 協約違反であり不当労働行為だ！

6月18日、申第29号（組合掲示板設置について）に対する会社説明がありました。会社は、組合掲示板の設置の基準を組合員5名以上と勝手に決め付け、三重地区にJ R 東海労の掲示板を設置することを拒否しています。しかしこのような基準など協約・協定のどこにもありません。しかも会社都合で紀伊長島駅の乗務員を廃止して一方的に伊勢運輸区に異動させておいて、紀伊長島駅の掲示板は撤去、伊勢運輸区には掲示板を設置しないという暴挙を行っているのです。このような行為は、まさに会社都合の不当労働行為です。J R 東海労はこのような暴挙を断じて許すことなく、組合掲示板設置に向けて闘います。

申第29号(6/4付)

組合掲示板設置について

J R 東海三重支店管内にあるJ R 東海労の分会は、組合活動に必要な情報伝達のために掲示板の設置申請を行った。しかし、会社は明確な理由を明らかにすることなく設置を認めなかった。このことは、労働協約違反である。組合掲示板は、労働組合の運営を周知徹底させ、他労組等への宣伝を行う重要な情報伝達手段である。他労組の掲示板が設置されているにも関わらず、J R 東海労の分会掲示板を設置しないことは、組合差別の不当労働行為である。従って、以下の通り申し入れるので速やかに団体交渉を開催し協議すること。

1. J R 東海三重支店管内のJ R 東海労の分会が存在する伊勢運輸区及び松坂駅に業務委員会など労使の協議の内容等を組合員に知らせる掲示板が設置されていない。直ちに、組合掲示板を設置すること。
2. 伊勢運輸区並びに松阪駅の組合掲示板設置申請が不許可となった。その理由を労働協約に基づいて明らかにすること。
3. 組合掲示板設置申請をした職場では「組合員が4名のため申請を却下する」「5名に満たないから」等説明があった。なぜ、4名では設置を許可しないのかその理由

を明らかにすること。

4. 会社施策である運輸区等の統合のために、紀伊長島駅の組合員が伊勢運輸区へ強制配転させられた。また、会社の一方的な施策による統廃合であったにもかかわらず、紀伊長島駅の組合掲示板を伊勢運輸区に移設しなかった。組合掲示板を移設しなかったことについて見解を明らかにすること。
5. 1項から4項について、速やかに団体交渉を開催し協議すること。

主な議論

会社：申第29号の掲示板について、設置基準は議論してきている。

組合：いつのことか。

会社：…平成20年度までは毎年要求があつて、議論したときもあれば回答だけのときもあつた。組合が何も言わなかったときもあつた。

組合：協約改訂時の交渉か。

会社：そうである。

組合：こちらが基準を認めているわけではない。

会社：20年度のときは回答に対して議論がなかった。

組合：議論しているときもある。議論がなくても認めているときはない。

会社：議論がされなければ受け入れられていると理解する。

組合：なぜ5名なのか。

会社：組合員の間でコミュニケーションするのに、掲示板を使ってやらなければならない規模である。

組合：なぜか、よく分からない。

会社：5名以上だと、連絡するのに時間が合わないときとかがある。

組合：3名だって2名だって同じだ。

会社：それくらいの数なら対面とかで情報交換できる。

組合：会社は掲示をはがすときに、「他の組合員も見ることがある」と言うことがある。

会社：ある。

組合：組合活動の一環として掲示板がある。他の組合の組合員にも見てもらう必要があるから掲示板を必要とするのである。単純にコミュニケーションだけではない。会社もそう言っている。

会社：それを否定するつもりはないが、掲示板は組合員相互間の情報伝達のためと考えている。他労組も含めて5名以上という話で整理して協約化してきている。

組合：協約化などされていない。

会社：人数は書いていない。設置の基準の考えは議論してきている。他の組合も理解している。

組合：ＪＲ東海労は認めていない。

会社：回答しても特に議論されないのだから、異論なしではないか。

組合：ならば、改めて議論すれば変えるのか。

会社：変えるか変えないかは別だ。協約改訂で議論することは否定しない。

組合：三重という協議や交渉をする機関のあるところで、ひとつも組合掲示板がない。

会社：そういう状況になった。

組合：会社とのやりとりもお知らせできない。大変なことだ。

会社：５名に満たない。

組合：５名になどこだわる必要はない。４名のところもある。

会社：スペースの問題などとか、会社としてやらなければならないことができるから、概ね５名としている。

組合：概ね５名なら、４名でも良い。

会社：概ねとは規模のことなので、５名で仕切る。他の組合もそうである。

組合：他の組合など関係ない。

会社：ＪＲ東海労だけ優遇するわけにはいかない。

組合：紀伊長島駅の乗務員が会社施策で無くなった。それで伊勢運輸区に出しておいて、紀伊長島にあった掲示板を撤去し、伊勢運輸区には付けない。会社施策でやったのだから、掲示板は付けてしかるべきだ。

会社：人が転勤することはみんな会社施策だ。みんな認めなければならなくなる。

組合：認めればいい話だ。

会社：そのような考えはない。

組合：組合事務所だって場所がないの一点張りだ。どこにでもある。

会社：場所がない、あれば貸す。

組合：掲示板は組合活動に必要なものである。会社が言うようなコミュニケーションだけのものではない。それを人数にかこつけて貸さないということは、不当労働行為と言わざるを得ない。対立である。

以 上